

鶴越合葬墓

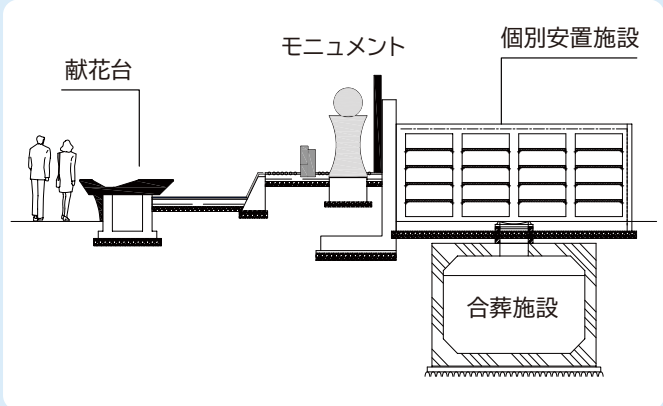


※墓参バス「17 鶴越合葬墓」下車すぐ

お問い合わせ先
 神戸市健康局斎園管理課
 墓園管理センター(鶴越墓園管理事務所内)
 〒652-0071
 神戸市北区山田町下谷上字中一里山12番1号
078-621-5667



合葬式墓地 正面



合葬式墓地 断面図

施設の概要

合葬施設

ご遺骨(焼骨)を骨袋へ納めて共同で埋蔵します。

※埋蔵した後はご遺骨を返還することができません。また、他の墓地にご遺骨を改葬することもできません。

個別安置施設

ご遺骨を骨壺等のまま個別に10年間安置します。

個別安置期間を更に10年間延長する場合は、期間満了の6ヶ月前までに申し出ていただく必要があります。

※収蔵できる骨壺等の大きさ

たて200mm×よこ200mm×高さ210mm(骨壺6寸程度)以内

※合葬施設及び個別安置施設内への立ち入りはできません。

参拝スペース

●モニュメント

神戸の海と山と街並みをイメージしています。

●献花台

こちらでお参りしていただきます。

※御焼香等、火気は使用できません。

申込者の資格

次の要件のいずれかを満たす必要があります。

- ① 本市に引き続き6ヶ月以上住所を有する方であって、現に埋蔵又は収蔵をしようとする焼骨を所持されている方
- ② 生前に市民であった方の焼骨を所持されている方
- ③ 市立墓園の墓地又は納骨堂に埋葬、埋蔵又は収蔵している焼骨等を改葬しようとする方(使用者の死亡等により使用者に代わって改葬をしようとする方を含む。)
- ④ 本市に引き続き6ヶ月以上住所を有する満65歳以上の方で、自己の死後にその焼骨の埋蔵又は収蔵することを希望される方(合葬施設のみ申込可)

【個別安置施設】



使用料

合葬式墓地使用料

- ① 合葬施設へ直接埋蔵
1体あたり 50,000円
- ② 個別安置施設に10年間収蔵した後、合葬施設へ埋蔵
1体あたり 100,000円
※個別安置期間は、使用許可日からの年数であり、収蔵してからの年数ではありません。
- ③ 上記個別安置期間を更に10年間延長し、20年間収蔵した後、合葬施設へ埋蔵
1体あたり 50,000円
※個別安置期間満了の6ヶ月前までに申し出ていただく必要があります。

記名板使用料

1体あたり 30,000円
(大きさ:たて45mm×よこ120mm)

※記名板はご希望される方のみとなります。

記名板には、氏名及び生・没年月日を記載します。
生前申込をされた方については、埋蔵又は収蔵される際に記載します。

【記名板イメージ】

